

立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 飯 田 芳 男

理由

立川市教育委員会処務規則（昭和 43 年立川市教育委員会規則第 2 号）の改正による。

立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程

第1条 立川市教育委員会職員職名規程（昭和51年立川市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(職層名の適用区分)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 主事は、前項に規定する職員以外で、規則第3条第4項から第6項までに規定する指導主事及び係長（以下「係長等」という。）その他の職員の職層名とする。</p>	<p>(職層名の適用区分)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 主事は、前項に規定する職員以外で、規則第3条第4項から第7項までに規定する指導主事、<u>係長及び担当係長</u>（以下「係長等」という。）その他の職員の職層名とする。</p>

第2条 立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程（平成29年立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
<p>（標準的な職）</p> <p>第2条 地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階の区分に応じ、同表の右欄に掲げる標準的な職とする。</p>		<p>（標準的な職）</p> <p>第2条 地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階の区分に応じ、同表の右欄に掲げる標準的な職とする。</p>	
職制上の段階	標準的な職	職制上の段階	標準的な職
…略…		…略…	
規則第3条に規定する係長及び立川市教育委員会処務規程（昭和43年立川市教育委員会訓令甲第5号。以下「処務規定」という。）第5条において準用する立川市職員の主査及び主任の職の指定等に関する規程（平成16年立川市訓令甲第3号。以下「主査等指定規程」という。）第2条の規定により指定する主査であって、職名規程第3条に規定する主事に該当する職員が属するもの	係長	規則第3条に規定する係長、 <u>担当係長</u> 及び立川市教育委員会処務規程（昭和43年立川市教育委員会訓令甲第5号。以下「処務規定」という。）第5条において準用する立川市職員の主査及び主任の職の指定等に関する規程（平成16年立川市訓令甲第3号。以下「主査等指定規程」という。）第2条の規定により指定する主査であって、職名規程第3条に規定する主事に該当する職員が属するもの	係長
…略…		…略…	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。